

ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ

部落差別の解消の推進に関する法律の内容は？



※どのような法律になっているのか第一条から紹介していききたいと思います。

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

このように、第一条では国が今でも部落差別があることを認めています。部落差別は偏見からくる謂れのない差別です。

国、地方公共団体が、部落差別をなくすための体制を作り、差別のない社会を実現させることが部落差別解消推進法の目的です。

8月は差別をなくす運動月間です！

1965年(昭和40年)8月11日に同和対策審議会が内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するため基本的方策」について諮問があり、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とする答申が提出されました。

大分県では8月を「差別をなくす運動月間」とし、宇佐市でも同和問題をはじめとする人権問題に対し、問題解決するよう様々な取り組みを行っています。

すべての人々の人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが正しい知識を身につけ、部落差別の解消に向けて行動することが大切です。





交流促進講座



隣保館では、交流事業として各種教室を主宰しています。ご不明な点は宇佐市隣保館までお電話ください。※各種定員がございます。ご了承ください。

♪講座の紹介♪ エコクラフト教室 / 書道教室 / ダンス教室



8月の休日開館

☆隣保館休日サロン

8月11日(日) 10:00~12:00

- ・ハローワークの求人情報等の閲覧
- ・悩み事相談

☆ヒューライツ・シネマ ※入場無料

8月25日(日) 10:00~12:00

上映映画 『光射す空へ』(アニメ)

※同和問題、LGBT等について

上映時間 ①10:00 ②11:00

上映場所 隣保館・集会室(2階)



隣保館では貸館事業も行っています！！

利用等の詳しいお問い合わせは、宇佐市隣保館までご連絡ください。

♡フラダンス教室

8月11日(日曜日)

親子でフラダンス

一般

10:00~

11:00~



特設人権相談所の開催日

8月6日(火曜日)

開催時間

宇佐地区	13:30~16:00
安心院地区	9:00~12:00
院内地区	13:30~16:00

開催場所

宇佐市隣保館
安心院総合保健福祉センター
院内支所農林研修室

※ 人権擁護委員が、皆さんの悩みごとをお聞きします。
お気軽にお越しください。



8月の隣保館行事予定



5日(月)	エコクラフト教室 10:00~12:00	19日(月)	エコクラフト教室 10:00~12:00
6日(火)	ダンス教室 19:00~22:00	20日(火)	ダンス教室 19:00~22:00
6日(火)	書道教室 10:00~12:00	25日(日)	ヒューライツ・シネマ 10:00~12:00
11日(日)	休日サロン 10:00~12:00	27日(火)	書道教室 10:00~12:00

※ 場所はすべて宇佐市隣保館です